

新築住宅等に対する固定資産税の減免申請手続き等について

○減免申請手続きについて

町では、新築住宅の家屋評価を行っています。町職員が家屋評価を行うために訪問いたしますので、その際に『和水町新築住宅に対する固定資産税の減免申請書』を記入し、職員に提出してください。（減免申請書は、家屋評価で訪問した際にお持ちします。）

また、減免の可否については、当該住宅の課税額の決定後（4月頃）に通知いたします。

なお、減免申請の手続きは毎年申請書を提出していただくこととなりますので、2年目以降については町より事前に通知いたします。

○減免に対する質問等について

Q 1. 別荘を建築したいと考えています。この場合は減免の対象となりますか？

A 1. 減免の対象となりません。

地方税法の規定による新築住宅に対する減額の対象は専用住宅、併用住宅（居住部分の床面積が全体の1/2以上の家屋について減額対象）となっています。また、その他にも床面積等の要件があります。町の減免については、この地方税法の減額対象となる家屋に対し減免できることとしています。

Q 2. 現在建築していますが、新築日は具体的にはいつのことですか？

A 2. 下のサンプルを示しているとおり、家屋の全部事項証明書（法務局に請求）の『原因及びその日付』欄の新築日で判断します。登記をした日ではありませんので注意してください。

サンプル

建物登記簿謄本（全部事項証明書）

玉名郡和水町〇〇〇番地

全部事項証明書（建物）

[表題部]（主たる建物の表示）			調製 余白	所在図番号
[所在]	玉名郡和水町江田〇〇〇番地		余白	
[家屋番号]	〇〇〇番		余白	
[①種類]	[②構造]	[③床面積] m ²	[原因及びその日付]	[登記の日付]
住宅	木造瓦葺	1階 110 2階 50	平成23年4月1日新築	平成23年4月5日
余白	余白	余白	余白	余白

ここの新築日で判断します。